2026 年 11 月 10 日

吸収合併に係る事前開示書類

科研製薬株式会社
代表取締役　堀内　裕之

科研製薬株式会社(以下「当社」といいます。)は、2026年11月9日、ARTham Therapeutics株式会社(以下「ARTham」といいます。)との間で、当社を吸収合併存続株式会社、ARThamを吸収合併消滅会社とする吸収合併契約書（以下「本合併契約」といいます。）を締結しました。本合併契約に基づく吸収合併（以下「本合併」といいます。）の効力は、2026年12月31日に生じる予定です。本合併に関する会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に定める事前開示事項は、次のとおりです。

1. 吸収合併契約の内容（会社法第794条第1項）

別紙1のとおりです。

2. 会社法第749条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第191条第1号）

当社は、本合併に際し、ARThamの株主に対して、株式や金銭等の対価を一切交付しません。ARThamの各種類の発行済株式のすべて（但し、自己株式は除きます。）を当社が保有しているため、かかる取り扱いは相当であると判断しております。

3. 会社法第749条第1項第4号及び第5号に掲げる事項を定めたときは、当該事項についての定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第191条第2号）

当社は、本合併に際し、ARThamの新株予約権者に対して、当社の新株予約権や金銭等の対価を一切交付しません。ARThamの各新株予約権を保有しているのは当社とARThamのみであり、かかる取り扱いは相当であると判断しております。

4. 吸収合併消滅会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第191条第3号）

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第191条第3号イ）

別紙2をご参照ください。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容（会社法施行規則第191条第3号ロ）

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（会社法施行規則第191条第3号ハ）

該当事項はありません。

5. 吸収合併存続株式会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第191条第5号）

イ 吸収合併存続株式会社において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（会社法施行規則第191条第5号イ）

当社は、2026年10月29日開催の当社の取締役会において、当社の連結子会社であるAadi Bioscience, Inc.（存続会社）が、当社の連結子会社であるKAKEN INVESTMENTS INC.（消滅会社）を吸収合併することを承認する旨、決議しました。当該吸収合併の効力発生日は、2026年12月31日を予定しています。

ロ 吸収合併存続株式会社において最終事業年度がないときは、吸収合併存続株式会社の成立の日における貸借対照表（会社法施行規則第191条第5号ロ）

該当事項はありません。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続株式会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第191条第6号）

本合併後における当社の資産の額は、負債の額を十分に上回る見込みです。また、本合併後において当社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ想定されていません。したがって、本合併の効力発生日以降も当社の負担する債務については履行の見込みがあると判断します。

7. 吸収合併契約備置開始日後吸収合併が効力を生ずる日までの間に、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項（会社法施行規則第191条第7号）

該当事項はありません。

以上



吸収合併契約書

科研製薬株式会社（以下「科研製薬」という。）及びARTham Therapeutics株式会社（以下「ARTham」という。）は、以下のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。なお、科研製薬及びARThamをあわせて以下「両当事者」といい、そのそれぞれを「各当事者」という。

第1条（合併の方法）

両当事者は、本契約に基づき、科研製薬を吸収合併存続会社、ARThamを吸収合併消滅会社として吸収合併（以下「本吸収合併」という。）を行う。

第2条（商号及び住所）

吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 吸収合併存続会社
商号：科研製薬株式会社
住所：東京都文京区本駒込二丁目28番8号

(2) 吸収合併消滅会社
商号：ARTham Therapeutics株式会社
住所：東京都文京区本駒込二丁目28番8号

第3条（本吸収合併の対価等）

1. 科研製薬は、本吸収合併に際して、ARThamの株主に対して、その有するARThamの株式に代わる金銭等の対価を一切交付しない。
2. 科研製薬は、本吸収合併に際して、ARThamの新株予約権者に対して、その有するARThamの新株予約権に代わる科研製薬の新株予約権、金銭等の対価を一切交付しない。
3. 本吸収合併により、科研製薬の資本金及び準備金の額は増加しないものとする。

第4条（効力発生日）

本吸収合併の効力発生日（以下「本効力発生日」という。）は、2026年12月31日とする。

第5条（会社財産の承継）

科研製薬は、本効力発生日において、ARThamの一切の資産、負債及び権利義務を承継する。

第6条（合併承認株主総会）

1. 科研製薬は、会社法796条2項に基づき、同条3項に規定する場合を除いて、その株主総会の決議を経ずに本吸収合併を行う。
2. ARThamは、会社法784条1項に基づき、その株主総会の決議を経ずに本吸収合併を行う。

第 7 条（会社財産の管理）

各当事者は、本契約の締結後、本効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもって、その業務の執行並びに財産の管理及び運営を行うものとし、また、その財産若しくは権利義務又は本吸収合併に重大な影響を及ぼす行為を行おうとする場合には、あらかじめ相手方と協議の上、これを行うものとする。

第 8 条（合併条件の変更等）

両当事者は、本契約の締結後、本効力発生日に至るまでの間に、天災地変その他の事由により、科研製薬又は ARTham の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合には、両当事者の協議に基づく合意により合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第 9 条（本契約に定めのない事項）

本契約に定める事項のほか、本吸収合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、両当事者の協議に基づく合意によりこれを決定する。

第 10 条（準拠法及び裁判管轄）

本契約の準拠法は日本法とする。本契約に関して両当事者間に紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（以下余白）

本契約締結の証として本書 1 通を作成し、両当事者記名押印の上、科研製薬はその原本を、ARTham はその写しをそれぞれ保有する。

2026 年 11 月 9 日

科研製薬：東京都文京区本駒込二丁目 28 番 8 号
科研製薬株式会社
代表取締役　堀内　裕之

ARTham：東京都文京区本駒込二丁目 28 番 8 号
ARTham Therapeutics 株式会社
代表取締役　三ヶ尻　雅紀

別紙2

決　　算　　報　　告　　書

第８期　　自：2025年 4月 1日
至：2026年 3月31日

事業年度　　自：2025年 4月 1日
至：2026年 3月31日

1. 貸　借　対　照　表
2. 損　益　計　算　書

ARTham Therapeutics 株 式 会 社

貸　借　対　照　表

2026年 3月31日現在

（単位:円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	101,878,906	流動負債	1,139,310
現金及び預金	49,078,906	未払金	127,540
前渡金	52,800,000	未払法人税等	950,000
		預り金	61,770
固定資産	0	固定負債	0
有形固定資産	0		
		負債合計	1,139,310
無形固定資産	0	（純資産の部）	
		株主資本	
投資その他の資産	0	資本金	100,000,000
		資本剰余金	1,142,800,200
		資本準備金	619,500,100
		その他資本剰余金	523,300,100
		利益剰余金	△ 1,142,060,604
		その他利益剰余金	△ 1,142,060,604
		繰越利益剰余金	△ 1,142,060,604
		純資産合計	100,739,596
資産合計	101,878,906	負債・純資産合計	101,878,906

損　益　計　算　書

自:2025年　4月　1日
至:2026年　3月 31日

(単位:円)

科　　目	金　　額	
売　　上　　高		0
売　　上　　原　　価		0
売　上　総　利　益		0
販売費及び一般管理費		15,854,448
営　業　利　益		△ 15,854,448
営　業　外　収　益		
受取利息及び配当金	118,290	
その他	7,129	125,419
営　業　外　費　用		
雑　　損　　失	424,217	424,217
経　常　利　益		△ 16,153,246
特　別　利　益		0
特　別　損　失		0
税引前当期純利益		△ 16,153,246
法人税、住民税及び事業税	950,000	950,000
当　期　純　利　益		△ 17,103,246

3. 株主資本等変動計算書

事業年度　（2025年4月1日～2026年3月31日）　単位：円

項　目	株　主　資　本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
2025年4月1日残高	100,000,000	619,500,100	523,300,100	1,142,800,200
事業年度中の変動額				
当期純利益				0
事業年度中の変動額合計	0	0	0	0
2026年3月31日残高	100,000,000	619,500,100	523,300,100	1,142,800,200

項　目	株　主　資　本				
	利　益　剰　余　金				
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合　計
		固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
2025年4月1日残高				△ 1,124,957,358	△ 1,124,957,358
事業年度中の変動額					
当期純利益				△ 17,103,246	△ 17,103,246
事業年度中の変動額合計	0	0	0	△ 17,103,246	△ 17,103,246
2026年3月31日残高	0	0	0	△ 1,142,060,604	△ 1,142,060,604

項　目	株主資本	純資産合計
	株主資本合計	
2025年4月1日残高	117,842,842	117,842,842
事業年度中の変動額		
②損益計算書関係		
当期純利益	△ 17,103,246	△ 17,103,246
事業年度中の変動額合計	△ 17,103,246	△ 17,103,246
2026年3月31日残高	100,739,596	100,739,596

個別注記表　　（自　2025年4月1日　　至　2026年3月31日）

①重要な会計方針に係る事項

1．たな卸資産の評価基準及び評価方法　：

2．有形固定資産の減価償却方法

有形固定資産　　：定率法

3．引当金の計上基準

賞与引当金　　：

退職給付引当金　　：

②株主資本等変動計算書に関する注記

当該事業年度の末日における発行済株式の数：305,487 株

②損益計算書関係

親会社との取引　　：120,000円

以　上

事　業　報　告　書

事業年度	自：2025年 4月 1日 至：2026年 3月31日

ARTham Therapeutics 株 式 会 社

1 事業の経過及びその成果

・事業の経過

ART-001(難治性脈管奇形)の第Ⅱ相試験では、有効性の主要評価項目が達成され、国内での第Ⅲ相試験以降の開発ならびに米欧での研究開発活動の科研製薬株式会社への引き継ぎが2023年6月に完了しております。

ART-648(水疱性類天疱瘡)の第Ⅱ相試験では、実薬投与群とプラセボ投与群との間に、有効性に関する明確な差が認められませんでしたので、その開発を中止しています。水疱性類天疱瘡以外の適応症に対するART-648の研究開発活動は、科研製薬株式会社に引継いでおります。

・業績

2025年度の業績は、17百万円の損失となりました。売上高は無く、販売費及び一般管理費が15百万円発生しております。販売費及び一般管理費の大半は特許出願等に係る費用であります。

2 資金調達等についての状況

特にありません。

3 直前三事業年度の財産及び損益の状況

区分	第 5 期	第 6 期	第 7 期	第 8 期 (当期)
売上高 (円)	―	―	―	―
当期純損失(△) (円)	△ 237,510,580	△ 131,221,994	△ 10,896,799	△ 17,103,246
一株当たり当期純損失(△) (円)	△ 777.48	△ 429.55	△ 35.67	△ 55.99
総資産 (円)	325,452,428	129,738,193	119,575,332	101,878,906
純資産 (円)	259,961,635	128,739,641	117,842,842	100,739,596

4 対処すべき課題

世界各国に出願しているART-001に関連する特許を確実に取得していくことが、現時点の重要な課題であります。

5 主要な事業の内容

特にありません。

6 従業員の状況

2026年3月31日現在

区分	人数	男	女
従業員	2	2	0
臨時従業員	0	0	0

※常勤役員を除き、直接雇用を含む。

・労働組合の状況　　無

7 親会社の状況

科研製薬株式会社の100%子会社であります。

8 主要な借入先及び子会社の状況

特にありません。

ARTham Therapeutics 株式会社
監査報告書

私は、ARTham Therapeutics 株式会社の監査役として、2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までの事業年度にかかる取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査役は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。
さらに、会計帳簿及びこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果
① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく表示しているものと認めます。
② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は不正もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果
計算書類およびその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2026 年 6 月 2 日

ARTham Therapeutics 株式会社

監査役　　髙谷智宏



髙谷様
個人印